

自治労全国書記会議2025年度全国幹事会 自治労全国書記協議会第59回総会

議案・資料集

目 次

自治労全国書記会議2025年度全国幹事会

<報告・議案>

| | |
|---------------------------|----|
| I 2024年度経過報告 | 9 |
| II 自治労全国書記会議2025年度活動方針（案） | 12 |

<資 料>

| | |
|--|----|
| 1. 評議会運営規程 | 21 |
| 2. 自治労の書記政策 | 22 |
| 3. 自治労発2024第0766号書記研修「ワークルール検定」講座の開催助成について | 24 |
| 4. 自治労発2024第0789号公開ウェブ講座～褒めるって素晴らしい～ | 26 |
| 5. 書記政策推進交付金2023年度支出概要 | 27 |

「自治労全国書記会議2025年度全国幹事会」議事次第

- 11：00 開 会 （司会：中川常任幹事）
- 11：02 議長団選出・あいさつ
- 11：05 全国書記会議議長あいさつ 貞 賀 重 治 議 長
- 11：15 自治労本部あいさつ 榎 本 朋 子 書記次長
- 11：20 2024年度経過報告 ヤロシュマリオ 事務局長
- 11：30 2025年度活動方針（案）提起 大 櫃 康 之 副 議 長
- 11：40 質 疑
- 11：58 議案・報告の一括承認
- 12：00 閉 会

「自治労全国書記協議会第59回総会」議事次第

- 12：45 開 会 （司会：中川常任幹事）
- 12：45 2024年度活動経過・決算報告 ヤロシュマリオ 事務局長
- 12：55 会計監査報告 浪 川 勇 監 査
- 12：56 2025年度運動方針（案）
および予算（案）提起 大 賀 康 佑 副 議 長
- 13：15 各報告、各議案に対する質疑討論
- 14：15 各報告、各議案の承認
- 14：16 書記の職場アンケート報告 ヤロシュマリオ 事務局長
- 14：30 グループ討議～アンケート報告を受けて
- 15：57 新幹事体制の承認 大 櫃 康 之 副 議 長
- 15：58 あいさつ
- 16：00 団結ガンバロー 貞 賀 重 治 議 長

I 2024年度経過報告

1. 2024年度常任幹事体制

| | | |
|------|---------|----------------------|
| 議長 | 貞賀重治 | (福岡県本部) |
| 副議長 | 大賀康祐 | (大阪府本部) |
| 副議長 | 大櫃康之 | (島根県本部・安来市職) |
| 事務局長 | ヤロシュマリオ | (自治労本部) |
| 常任幹事 | 高山智子 | (北海道地連・北海道本部) |
| | 菊池涼太 | (東北地連・宮城県本部) |
| | 吉川史恵 | (東北地連・秋田県本部) |
| | | ※第4回常任幹事会で交代 |
| | 青柳宏和 | (関東甲地連・茨城県本部・茨城県職連合) |
| | 中村隼人 | (北信地連・富山県本部) |
| | 水野なぎさ | (東海地連・愛知県本部・常滑市職連) |
| | 中川康貴 | (東海地連・静岡県本部・富士市職員組合) |
| | | ※第2回常任幹事会で交代 |
| | 武田和 | (近畿地連・大阪府本部) |
| | 植野史津子 | (中国地連・岡山県本部・岡山県職連合) |
| | 喜岡健一 | (四国地連・香川県本部・香川県職労) |
| | 荒川治 | (四国地連・高知県本部) |
| | | ※第3回常任幹事会で交代 |
| | 霜出奈美 | (九州地連・熊本県本部) |
| | 吉村亜希子 | (九州地連・熊本県本部) |
| | | ※第2回常任幹事会で交代 |
| | 山田俊司 | (全労済自治労共済労組) |
| | 椿麻由子 | (全労済自治労共済労組) |
| | | ※第2回常任幹事会で交代 |
| | 北川啓子 | (自治労本部) |
| | 永井歩 | (自治労本部) |
| | | ※第2回常任幹事会で交代 |

2. 全国書記会議第20回総会

2023年8月26日、北海道函館市・花びしホテルで第20回総会を開催した。

45 県本部、2 本部支部から 150 人が参加し、2023 年度経過報告、2024—2025 年度活動方針案について協議し、満場一致で確認した。

3. 常任幹事会および三役会

(1) 2023 年度第 6 回常任幹事会

2023 年 8 月 25 日、北海道函館市・備後屋ビル会議室で開催し、第 20 回総会の運営について協議した。

(2) 2024 年度第 1 回常任幹事会

10 月 19 日、東京・自治労会館で開催し、2024—2025 年度活動方針の具体化、共済事務改善検討 P T の取り組みについて協議した。

(3) 第 2 回常任幹事会

11 月 30 日、東京・自治労会館で開催し、2024 年度全国交流集会の運営、書記局さわやか月間の取り組み等について協議した。

(4) 第 3 回常任幹事会

2024 年 2 月 8 日、東京・自治労会館で開催し、2024 年度全国交流集会の具体的な運営について確認した。

(5) 第 1 回二役会議

4 月 4 日、東京・自治労会館で開催し、会計とハラスメント・アラートダイヤルに関する報告を行った後、職場アンケート、共済事務改善の地連別意見集約等について協議を行った。

(6) 第 1 回三役会議

5 月 16 日、大阪市・DELstyl1 大阪東天満にて開催した。共済事務推進のあり方、8 月全国幹事会の運営、6 月書記局さわやか月間の取り組みなどについて協議した。

(7) 第 4 回常任幹事会

6 月 18 日、ウェブにて開催した。2 月の全国交流集会、県本部書記局の労務管理等に関する調査などについて報告するとともに、2025 年度運動方針案、共済事務推進のあり方、書記局さわやか月間の運営などについて協議した。

(8) 第5回常任幹事会

7月18日、東京都・自治労本部3階会議室にて開催した。自治労共済本部との協議、互助年金評議員会、さわやか月間「褒め方」研修、新人書記研修交流会の開催などについて報告するとともに、全国幹事会の運営、2025年度運動方針、新年度役員体制などについて協議した。

4. 2024年度全国交流集会（全国書記会議・教育センター共催）

2月9～10日、千葉・TKP東京ベイ幕張ホールで開催し、44県本部2本部支部より293人（対面185人、ウェブ108人）が参加した。初日には、パネルディスカッション「書記の置かれた状況は今～産別と国境を超えて」を実施した。連合・小林生活福祉局長、日教組・三代政治部部長をパネリストとして招き、他産別や他国の事例など交え、さまざまな方向から書記像についてのディスカッションを行った。続いて、対面参加者による意見交流会、並行してウェブ参加者のみによる体験型のチームビルディング企画を実施した。2日目は上田顧問弁護士を招き、講演「労働時間、労働者の権利について基礎から学ぶ」を受けた後、対面参加者によるクイズなどを通じたチームビルディング企画を実施し、集会を終えた。なお、対面参加者による能登半島地震支援カンパを行い、24,260円を石川県本部に寄附した。

5. ノーモア・ハラスメント「書記局さわやか月間」の開催

正式名称、「職場における優越的な関係を背景として業務上必要かつ相当な範囲を超え身体的又は精神的苦痛を与える言動、および労働者の意に反する性的な言動等により労働者が労働条件について不利益を受けたり就業環境を害される行為の撲滅について、加害者・被害者・傍観者＝全ての立場からより深く考えるための月間」、略して「書記局さわやか月間」を6月1日から6月30日の間に展開し、全国の書記局、組合事務所の環境改善に取り組んだ。

この取り組みの一環として、6月25日12時よりウェブにて単組組合員までアクセスできる「自治労公開ウェブ講座～褒めるって素晴らしい～」を配信し、全国から250を超えるアクセスがあった。

II 自治労全国書記会議2025年度活動方針（案）

I 全国書記会議の位置づけ

自治労全国書記会議は、各職能別評議会や青年部・女性部と同様の自治労の評議会（補助機関）の1つであり、書記という職能部門としての課題解決にむけた協議や取り組み等を通して、自治労組織の強化をはかることを目的に規約に基づき設置されています（自治労規約第27条）。その設置・運営においては、自治労各級機関の役員（執行部）と書記（集団）が、2004年に決定された新たな「自治労の書記政策」（「04年書記政策」）の内容を順守し、役員と書記それぞれの役割と任務を互いに理解することが前提となります。

これからも全国書記会議は、役員と書記が共存する組合書記局の職場環境の整備はもとより、役員と書記がともにめざす自治労運動の推進、そして時代にあった「自治労の書記政策」の具体化と豊富化にむけて不断の取り組みを展開します。

II 第98回定期大会における討議について

第98回定期大会では、2024年度の運動の総括に基づき、おもに第1号議案「当面の闘争方針（案）」について議論が行われます。2025年度全国書記会議全国幹事会はいわゆる大会の「事前会議」としてではなく、中間年における評議会単独での開催となるため、大会に現地参加することは困難ではありますが、書記として、その討議について積極的に関心を持つことが求められます。

2024年度の総括は13の項目から成り、この1年間の運動の経過と今後の運動における課題について記載されています。

総括の(1)は賃金闘争の再構築です。2023確定闘争では要求書未提出単組が約2割、交渉未実施単組が約4割となっており、確定闘争の二極化が懸念されています。また、人事院が2023年に「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の骨格案を示した後、総務省が国の給与制度の見直しに対応し、「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」の下に給与分科会を設置しました。分科会には自治労からの委員も参加していますが、自治労として総務省への署名提出にも取り組み、56万1,403筆を集めました。しかし、全体として組合員数にも及ばない結果にとどまっています。給与制度見直しに対する自治労独自の取り組みとして、大衆行動を柱に据えたにもかかわらず、この結果となったことは厳しく受け止める必要があります。

(2)は長時間労働是正と人員確保、安全衛生の推進です。2024春闘の取り組み報告では、「客観的な方法（タイムカード、パソコン等）で勤務時間管理が行われている」単組は

22.6%、「条例・規則に定めた超過勤務の原則的な上限（月45時間年360時間）は守られている」単組は9.0%となっています。また、「36協定の締結義務職場ではすでにすべて締結」している単組は31.4%となっており、法令を遵守すべき自治体の7割で労基法違反の状態が放置されている状況にあります。

（3）安定雇用の実現と公正なワークルールの確立として、2023確定闘争では、会計年度任用職員に対する勤勉手当支給のための条例改正と、総務省通知を踏まえた遡及改定が焦点となった旨、記載されています。2024年度補正予算の措置として、総務省から給与改定にかかる一般財源所要額が通知されたことにより前進した単組も一定数ありましたが、財源が示されても遡及改定を勝ち取れなかった単組も多くあったことは課題として残されています。

（4）地方自治の確立と質の高い公共サービスの推進においては、改正地方自治法の課題が指摘されています。同改正では、大規模災害や感染症まん延時などにおいて、国が地方に対し「補充的な指示」を行うことが可能となったことから、自治体に対する国の関与を必要最小限度にとどめるという従来のルールを超え、地方自治の逆行につながる懸念が指摘されています。国会審議や衆議院、参議院における附帯決議により、自治体への速やかな周知と事前調整、事後検証を行うことなど、一定の歯止めがされましたが、今後、これらの内容を踏まえた制度運用が確保されるのか、引き続き警戒を怠らない取り組みが求められています。

（5）安心・安全・信頼の社会保障制度改革の推進では、持続可能な社会保障制度の確立にむけて、関係する労働者の処遇改善、地方のこども・子育て政策の財源確保、公的年金制度の改革や貧困の解消と格差の是正にむけた取り組み、障害者差別のない社会の実現にむけて、引き続きの取り組みが求められています。

（6）持続可能な環境社会の実現と脱原発の推進では、政府が原発政策・核燃サイクル推進のため、高レベル放射性廃棄物の最終処分場や使用済み燃料の中間貯蔵施設の設置にむけて自治体や電力会社への働きかけを強めていることから、さらなる警戒が呼びかけられています。

（7）憲法を守り平和を確立する運動の推進では、自民党を中心とする改憲勢力が押し進める「憲法改正」阻止のための取り組み強化が求められています。また沖縄の辺野古新基地建設をめぐる、国の代執行により軟弱地盤の埋め立て工事が進められていることから、引き続き、平和フォーラムなどとの連携が必要となっています。

（8）人権を守り共生社会を実現する取り組みにおいては、改正入管難民法に永住資格を持つ外国人が税金や社会保険料を故意に滞納した場合に永住許可を取り消す内容が含まれていることについて、外国人住民の生活基盤を奪うものであることを厳しく指摘しています。部落解放・差別撤廃の取り組みとあわせ、継続的な取り組みが求められています。

（9）政策実現にむけた政治活動の推進では、参議院選挙に関するアンケート調査において、若年層を中心に組合の政治活動に否定的な意識を持つ組合員が増え続けている現実が

指摘されています。加えて政治活動については、県本部間で取り組みに格差があることから、取り組みの底上げが強く求められています。地域における政治活動として、自治体議員連合の取り組みなども通じ、引き続き国政への取り組みの強化が必要とされています。

(10) 国際連帯の強化と国際労働運動の推進では、P S Iなどに結集しつつ、公務員の労働基本権の回復および消防職員や刑事施設職員への団結権付与について、引き続き、政府に対して真摯な議論と実効性のある対応を求めることが示されています。国際連帯救援カンパについても、自治労が設立したNGOエファジャパンをはじめ、各種国際協力団体などへの活動支援の資金源として、その意義を訴えるとしています。

(11) ジェンダー平等社会実現の取り組みについては、通年闘争としてジェンダー平等推進を位置付け、6月を「ジェンダー平等推進集中月間」に設定し、各種要請行動、組合学習会などに取り組んできたことが記載されています。ジェンダー平等はすべての人が向き合うべきテーマであり、より参画しやすいよう、意識の向上が求められています。

(12) 運動の強化と持続可能な組織づくりにおいては、第97回定期大会で確認された「第6次組織強化・拡大のための推進計画」において中心的課題とされた、単組の強化・底上げと組織率の向上にむけて、次代の担い手育成と教育体制の強化、新規採用職員の組合加入、高年齢層職員の組合加入、会計年度任用職員の組織化、公共民間単組をはじめとする労組法適用単組における非正規労働者の組織化、組織競合対策の強化、情報宣伝および情報ネットワークの充実・強化、社会にむけた広報活動の推進に積極的に取り組む必要があるとされています。

(13) 労働者自主福祉活動の推進においては、団体生命共済2019年度の保有件数321,230件から2024年5月時点で310,171件に減少している事実に触れつつ、改めて拡大方針を意識しながら各共済制度の加入拡大に取り組むこと、また、ろうきん運動の推進により、職場での「世話役活動」の一環として、組合員の生活支援につながる取り組みを引き続き進めることの重要性が指摘されています。

これらの総括に基づく「当面の闘争方針（案）」が、大会では第1号議案として提起されることとなっています。その他、第2号議案として「2025年度一般会計・特別会計予算（案）」、第3号議案として「規程の一部改正について（案）」、第4号議案として「2025年定期大会の開催地について（案）」が予定されています。それらの各方針についても、引き続き、一定の理解を深める努力が求められます。

Ⅲ 「自治労の書記政策」の具体化の推進

1. 自治労の書記政策の成り立ち

自治労の書記政策は、1974年8月の定期大会（高松大会）で決定された第5次組織強化長期計画付属方針「自治労の書記政策の確定について」（「74年書記政策」）として位置

づけられました。これは、公務員労働者の在籍専従期間が制限され、離籍専従制度の確立が求められる中、いかに書記局を強化するのか、また専従役員と一緒に書記局体制を担う書記の位置づけと労働条件をどのように考えるべきか、という議論から生まれたものです。書記政策は「書記は機関役員および組合員と固く団結して、諸活動を推進しなければならない」など、書記の自治労運動推進者としての位置づけ、組合員化、組合員を基準とした賃金・労働条件の確立、書記会議の設置をうたっています。

「74年書記政策」は一定の浸透を見ましたが、その後、自治体財政の危機を背景とした地方公務員賃金引き下げ、行政改革による定員抑制や削減、自治体合併の促進などにより自治労産別総体としての組合員と組合費収入の減少傾向が顕著となりました。これに対応するため自治体改革運動、政策闘争の強化や地域公共サービス産別の建設、民主的公務員制度改革の取り組みが提起されるなど、時代の流れとともに、自治労運動も変化をとげてきました。こうした変化を受け、「74年書記政策」を引き継ぐ新たな「自治労の書記政策」（「04年書記政策」）が、2004年の第75回定期大会（東京大会）で決定されました。その中では、改めて書記の任務と役割および労働条件の整備が提起されるとともに、1974年以降も取り組まれてきた、すべての書記の自治労組合員化、役員と書記の意思疎通・情報交換、書記会議の確立、研修の充実、当該単組組合員水準の労働条件とその財政の確立、また男女平等の書記局づくりなどが明記されました。

この「04年書記政策」の内容が自治労各単組・県本部・本部など書記のいるすべての職場で実現できるよう、全国書記会議は率先して取り組みを進めます。

2. すべての書記の自治労組合員化

書記の組合員化は、自治労の書記政策の基本です。それは、書記の組合員化により、書記の自治労組織・運動に対する帰属意識の向上、組合員との公平性・連帯性の強化、そして自治労運動を組合員・役員・書記がともに担うという共同性の強化をはかるためです。現在、単組の正規および臨時・非常勤等書記における自治労組合員化率は65.4%です（第16回組織基本調査2023年6月時点）。自治体労組の正規職員組織率62.8%を若干上回る水準にはありますが、全員加入の目標からすると、高い水準とはいえません。

県本部においては、正規書記の組織化は概ねされていると見られますが、臨時・非常勤等書記の組織化については課題が残されています。全国的に書記の非正規化が進行しつつある実態も踏まえれば、改めて正規雇用を求めるとともに、書記の組合員化にむけた取り組みの強化が求められます。

とくに近年では県本部・単組役員の任期の短期化が進行しているため、役員における書記政策の認知度が低下していると考えられます。このため2019年以降、自治労本部として毎年4月をめどに、「書記政策」の再確認を求める文書を発出することが確認されています。2024年度は「6月さわやか月間」にあわせての発出となりタイミングの前後がありますが、

今後も書記政策の浸透にむけた本部発信を継続的に行い、自治労総体としての認識を高めることが極めて重要です。その前提に立ち、引き続き以下の取り組みを進めます。

- ① 正規書記全員はもとより、増えつつある臨時・非常勤等書記を含め、すべての書記の組合員化を進めます。
- ② 自治労本部においては、毎年4月など県本部・単組役員の交代時期を踏まえ、書記政策および書記の組合員化を促すための周知を行います。
- ③ 地連および県本部・単組の段階においても、上記の本部發文を踏まえつつ、機関会議等の場を活用し、書記政策の浸透、書記の組合員化について周知徹底をはかります。

3. 教育・研修の充実と推進

自治労運動を推進する役割を担う書記の育成には、「04年書記政策」に明記されているとおり、自治労本部および各県本部・単組での教育・研修の場の設定が重要です。これを踏まえ、2025年度はおもに以下の取り組みを展開します。

(1) 地連別・書記研修「ワークルール検定」講座の開催助成の活用

「ワークルール検定」は日本ワークルール検定協会が主催する、働く人の権利を学習するための検定試験であり、連合や教育文化協会なども協賛しています。全国書記協議会からの要請に基づき、自治労本部は2021年度から全国の書記を対象に、「ワークルール検定」の受検に資する講座を地連単位で開催する場合、20万円程度を目途に講師料や会場費などを負担する制度を発足しました。これまでに全地連で活用され、すでに複数回実施している地連もあることから、この制度が自治労産別の書記研修制度として定着するよう、ウェブ・対面による開催スタイルや講演内容も含め、より柔軟な運営を追求しながら、継続的な活用に向けて取り組みます。

(2) 全国交流集会と書記力UPセミナーの開催について

2021年度から全国交流集会を隔年化し、書記力UPセミナーと交互に開催することとなりました。2025年度は書記力UPセミナーの開催年度であり、会場費等の運営費をできるだけ圧縮することが求められますが、より多くの参加者が得られるよう、自治労教育センターとも連携しながら、2月中に1泊2日でのセミナー開催を基本とします。

(3) 新人書記研修の継続的開催

2024年度は対面参加を基本に入職3年未満の書記を対象として「新人書記研修講座」が開催されました。

2024年度は自治労本部において書記採用があったため、結果として本部での研修を

県本部・単組にまで拡大するかたちで実施されましたが、今後は自治労本部における採用の有無にかかわらず、毎年、継続的に開催されるよう取り組みます。また新人書記研修講座の実施時に、参加した新人書記が積極的に交流できる場の確保をはかります。

(4) 各地連・県本部・単組での取り組み

上記のセミナーや研修との連動も含め、地連・県本部・単組それぞれの段階で書記の交流、研修の実施を促進します。また、地連の枠を超えた県本部間での合同研修など、幅広い研修のあり方を模索します。

4. 産別としての福利厚生制度の充実

自治労の書記政策はその具体化において、各級機関における必要な福利厚生の確保、また全国的な福利厚生事業の運営を求めています。現在、自治労産別として全国の書記の福利厚生制度は、以下の互助年金、書記政策推進交付金、そしてハラスメント・アラートダイヤルを加えると、大きく3つの制度があります。

(1) 自治労役職員互助年金制度

離籍専従役員と書記がともに加入する年金制度「自治労役職員互助年金制度」は地方公務員共済制度と離籍者・書記の加入する厚生年金の制度格差を埋めるものとして1985年にスタートしたものです。現在も自治労産別制度として機能する、役員・書記にとって貴重な制度です。

とくに、地方公務員の定年引き上げが2023年4月からスタートしたことを受け、2024年度からは、定年退職を資格喪失・脱退として位置づけている現行の互助年金細則を廃止し、雇用形態にかかわらず、自治労各級機関の役職員の資格を有する者は、加入者として扱うよう制度変更が行われました。こうした互助年金の制度の改善について、引き続き全国的な周知をはかります。

(2) 書記政策推進交付金制度

2007年度にスタートした「書記政策推進交付金制度」は、書記集団の活動の推進、書記の福利厚生や健康管理の充実などのための交付金です。各県本部における100%活用をめざしながら、引き続き、交付金制度の継続と、より利用しやすい制度運営にむけて取り組みます。

(3) ハラスメント・アラートダイヤル

2019年4月にスタートしたハラスメント相談ダイヤルについては、2024年度から情

報漏洩の防止をより厳格にするかたちで、「ハラスメント・アラートダイヤル」として衣替えしました。同ダイヤルがより有効に、継続的に、そして相談者がより安心して相談できる仕組みとなるよう、全国書記会議としても引き続き取り組みます。また、自治労総体としての問題意識を喚起するため、相談の有無あるいは相談件数について、中央委員会、大会といった機関会議における経過報告に引き続き記載するよう対応します。

5. 快適な職場づくりの推進

書記局における、あらゆるハラスメントの一掃をめざし、6月のノーモア・ハラスメント「書記局さわやか月間」（正式名称：職場における優越的な関係を背景として業務上必要かつ相当な範囲を超え身体的又は精神的苦痛を与える言動、および労働者の意に反する性的な言動等により労働者が労働条件について不利益を受けたり就業環境を害される行為の撲滅について、加害者・被害者・傍観者＝全ての立場からより深く考えるための月間）について、全国で同時視聴できる講座などのウェブ配信にも取り組みながら、引き続き「書記局さわやか月間」の定着をめざします。

6. 全国書記会議の充実と組織強化の推進

全国書記会議の活動が規約上も明記された、自治労運動における正式な評議会活動であることを積極的に示すため、各種集会等の活動についても本部、県本部また単組の機関紙等で扱うよう取り組みを進めます。

また、全国書記会議の組織強化にむけては、自治労共済推進本部との連携が不可欠であることを踏まえ、自治労共済推進本部の仲間とともに、共済運動の推進と事務改善について引き続き取り組みの強化をはかります。

さらに、旧全国一般（全国一般労働組合）と旧都市交（日本都市交通労働組合）の書記、また社保労連書記に対し、集会等への参加を呼びかけます。

7. 年間の運動・活動サイクルの確立

全国書記会議の総会は隔年とします。自治労運動サイクルの基本年にあたる2025年8月の総会は、向こう2年間の運動方針と1年間の予算の決定、役員選出（2年任期）などを行います。

評議会運営規程

第1条 この規程は、規約第27条に基づき、次の評議会の設置および運営について定める。

- (1) 町村評議会
- (2) 公営企業評議会
- (3) 現業評議会
- (4) 衛生医療評議会
- (5) 社会福祉評議会
- (6) 政府関係労働組合評議会
- (7) 公営競技評議会
- (8) 全国一般評議会
- (9) 公共サービス民間労働組合評議会
- (10) 都市公共交通評議会
- (11) 全国書記会議

第2条 この規程の前条各号にある各評議会（以下、評議会という）の名称は、すべて全日本自治団体労働組合〇〇評議会とよぶ。

第3条 評議会は綱領、規約および運動方針に基づき関係単組、職能部門特有の問題を中心に協議し、情報の交換、闘争の指導、資料の作成などをおして自治労組織の強化をはかることを目的とする。

第4条 評議会に次の機関をおき、必要に応じて中央執行委員長がこれを招集する。

- (1) 幹事会
- (2) 代表者会議

第5条 評議会に次の役員をおく。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 若干名

2 ただし、現業評議会および全国一般評議会については、副議長4名とする。

3 事務局次長をおくことができる。

第6条 議長、副議長は幹事会の互選により選出する。

2 事務局（次）長は、選挙に際し評議会の選出を必要とする役員のなかから、中央執行委員会が指名する。

第7条 評議会幹事の選出区分は別表第1による。

第8条 役員の任期は、自治労規約に準ずる。

第9条 議長は評議会を代表し、会議の議長となり、中央執行委員会と密接な連携のうえ評議会の運営にあたる。

2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代理する。

3 幹事は幹事会を構成し、各地連内の連絡にあたる。

第10条 代表者会議は県本部、単組関係代表者をもって構成する。

2 代表者の選出区分は別表第2による。

附 則

第11条 町村評議会、全国書記会議を除く、役員選挙規程第12条に基づく評議会の承認は、それぞれの評議会の幹事会が行う。ただし、現業評議会においては、部会代表幹事は、この推薦について表決に加わらないものとする。

第12条 評議会のなかに、必要に応じ中央執行委員会の承認を経て部会を設けることができる。

第13条 この規程は、大会または中央委員会の議を経なければ改廃することができない。

別表第1 幹事選出区分

| | |
|-------------------|-----------|
| 1 町村評議会 | |
| 各地連 | 1名（町村職代表） |
| 計 | 9名 |
| 2 公営企業評議会 | |
| 各県本部 | 1名 |
| 計 | 47名 |
| 3 現業評議会 | |
| 各県本部 | 1名 |
| 部会代表 | 3名 |
| 計 | 50名 |
| 4 衛生医療評議会 | |
| 各県本部 | 1名 |
| 計 | 47名 |
| 5 社会福祉評議会 | |
| 各県本部 | 1名 |
| 計 | 47名 |
| 6 政府関係労働組合評議会 | |
| 関東甲地連、近畿地連 | 3名 |
| その他地連 | 1名 |
| 部会代表 | 2名 |
| 計 | 15名 |
| 7 公営競技評議会 | |
| 計 | 15名 |
| 8 全国一般評議会 | |
| 計 | 16名 |
| 9 公共サービス民間労働組合評議会 | |
| 東北・関東甲・近畿・九州地連 | 各2名 |
| その他地連 | 1名 |
| 計 | 13名 |
| 10 都市公共交通評議会 | |
| 各県本部 | 1名 |
| 計 | 47名 |
| 11 全国書記会議 | |
| 各県本部 | 1名 |
| 計 | 47名 |

別表第2 代表者選出区分

代表者会議の代表者は原則として各県本部1名

自治労の書記政策

はじめに

自治労の書記政策は、1974年8月第5次組織強化長期計画付属方針「自治労書記政策の確定について」（以下、74年書記政策）が基本となってきましたが、策定後すでに四半世紀を経過し、その基本を踏まえながらも、今日的に見直すことが求められています。

74年書記政策は、ILO87号条約の批准にともない公務員労働者の在籍専従が制限されるなかで、離籍専従制度の確立と対応して専従役員（機関役員）と書記によって担われる書記局体制を強化していくために、書記の位置付けと労働条件を確立することをめざしたものです。74年書記政策は、書記の自治労運動推進者としての位置づけ、書記の組合員化、組合員を基準とした賃金・労働条件の確立、書記会議の設置をうたっています。これら書記政策の基本的な課題は、時間を経るなかで、次第に自治労の各級機関に定着してきました。

一方、2002年の人事院勧告が史上初のマイナスとなるなど長引く景気低迷と自治体財政危機を背景とした地方公務員賃金の切下げ、行政改革の進展にともなう地方公務員の定員抑制・削減によって、自治労は、産別組織総体としての組合員と組合費収入の減少という、これまでにない事態に直面しています。また、市町村合併の進行は、自治労組織そのものの単位の変更を根本から迫るものとなっています。このようななかで自治労は、地方分権を担うための自治体改革運動・政策闘争の強化、地方公務員に限らない幅広い組織化による地域公共サービス産別の建設、民主的公務員制度改革などの新たな課題に取り組んでいます。また、著しい発展を遂げた自治労産別の自主福祉運動は、金融自由化のもとで事業体質の強化がはかられています。さらに、自治労においても情報化が飛躍的に進展しており、各級機関の業務や運動推進においてコンピュータの利用が拡大しています。21世紀に突入し、書記をとりまく状況は大きく変化しており、書記に求められる役割や条件も整理し直す必要があります。

書記政策の基本

自治労は、全組合員の運動への自発的参加によって進められていますが、その運動と組織運営の中軸を日常的に担っているのは、役員と自治労各級機関に雇用される書記であり、書記は自治労のあらゆる運動の推進のために積極的な役割を果たさなくてはなりません。そのために、

- ① 書記は、自ら自治労の一員であることを自覚し、また、自治労運動と組織運営の重要な役割を担う立場にあることを認識して、自治労の発展に積極的に参画します。

- ② 役員と書記は、共に自治労運動を推進していく上での良好なパートナーシップを築き上げます。
- ③ 役員と書記は、自治労が組合員のために存在することを認識し、組合員に対する説明責任を果たし、公正で民主的な組織運営に努めます。
- ④ 書記は、自治労の諸活動にともなうさまざまな業務を担うために、基本的な知識を身に付けるとともに、業務処理技術・専門的知識の習得に努めます。
- ⑤ 役員は、各級機関が責任を持って書記を雇用していることを踏まえ、書記が任務をまっとうできる条件整備に努めるとともに、書記の運動参加と技能向上のための研修の機会を十分に確保します。

書記政策の具体化

- ① すべての書記の自治労組合員化を進めます。組合員化は、書記を雇用する単組の組合員とすることを原則としますが、それによりがたい場合は、県本部の書記労・直属支部の組合員とします。
- ② 所属する単組・各級機関ごとに書記局会議を定期的に行い、役員と書記の意思疎通・情報交換をはかります。
- ③ 自治労の補助機関としての書記会議（評議会）の活動を本部・地連・県本部において、確立します。県本部・単組は、所属する書記の書記会議への参加を保障します。
- ④ 自治労全体の書記研修制度を確立するとともに、県本部・単組においても書記研修を充実させます。自治労と自治労共済は、全国書記会議と協力して、書記研修制度を整備します。県本部・単組は、所属する書記が書記研修や自治労の各級機関が実施する研修に参加できるよう配慮します。
- ⑤ 書記の賃金・労働条件は、当該単組組合員の条件を基準とし、恒常的な業務には正規雇用を原則とします。そのため、書記を雇用する単組・各級機関は、長期的な財政確立・人件費確保に留意し、雇用契約の締結、就業規則の制定をはじめ、労働諸法規を遵守するとともに、必要な福利厚生を確保します。とりわけ、単組において、書記の賃金・労働条件が確保されるよう県本部・本部は必要な援助・指導を行います。
- ⑥ 専従役員・書記を対象とした全国的な福利厚生事業については、長期的な視点に立って、安定的な運営をはかります。
- ⑦ 書記の多数が女性であることに留意し、自治労方針に基づいて、採用、人材育成、任務分担、賃金・労働条件における男女平等の職場づくりを書記局においても進めます。

以 上

自治労発 2024 第 0766 号

2024 年 6 月 25 日

各県本部委員長様

各地連議長様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博
(総合企画総務局)

2025 年度 書記研修「ワークルール検定」講座の開催助成について

日頃のご奮闘に敬意を表します。

2025 年度(2024 年 6 月～2025 年 5 月)においても、単組・県本部書記を対象とした「ワークルール検定」(日本ワークルール検定協会 <http://workrule-kentei.jp/>) 学習会の開催にあたって、下記の通り、自治労本部が助成を行います。積極的な取り組みをお願いいたします。

記

1. 開催単位

地連書記評(書記会議)と自治労本部の共催とし、募集期間中、各地連 1 回の開催に助成を行います。

2. 募集期間

2024 年 6 月 1 日～2024 年 5 月末まで(自治労本部の予算年度に合わせて募集します)

3. 助成内容

講師派遣要請は本部が行い、講師料・講師旅費(実費)等について自治労本部が助成します。会場は、各地連書記評でご準備をお願いいたします。

本部の助成額は、1 つの地連評で 20 万円(本部負担の講師料・講師旅費含む)を目安とします。

なお、本部負担の経費以外に地連書記評が負担する経費は、目安とした助成額の範囲内で支給します。

これにかかる証憑、送金先を本部・総合企画総務局・角本あてに送付をお願いします。

4. 申し込み・締め切り

別添の申し込み書を本部総合企画総務局・角本あてにメールで送付をお願いします。2025年度は、2025年5月16日（金）までの申込分として、助成とします。

5. お問い合わせ

自治労本部総合企画総務局 角本

T E L 03-3263-0262

メール：kadamoto@jichiro.gr.jp

自治労本部総合政治政策局 ヤロシュ

T E L 03-3263-0274

メール：jarosch@jichiro.gr.jp

以上

自治労発 2024 第 0789 号

2024 年 6 月 27 日

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博
(総合企画総務局)

2024「書記局さわやか月間」
自治労公開ウェブ講座～褒めるって素晴らしい～
動画配信について

連日の取り組みに敬意を表します。

さて、6月25日に開催されました自治労「書記局さわやか月間」公開講座、当日の様様を下記の URL にて配信いたします。

各県本部、単組の書記局、また一般の組合員の方も含め、興味ある方はぜひ積極的にご覧ください。

ただし、著作権の関係で自治労外部への URL の拡散は厳に慎んでいただくよう、ご配慮をお願いいたします。

記

1. 動画 URL

https://www.youtube.com/watch?v=TAeHf_CA5kY

2. 配信期間 本日より 2024 年 8 月 30 日（金）まで

3. その他、この件に関するお問い合わせは、総合政治政策局（03-3263-0274、担当：ヤロシュ）、総合企画総務局（03-3263-0262、担当：角本）までご連絡ください。

以上

書記政策推進交付金2023年度支出概要

【2022年10月から2023年9月まで】

| 県本部 | 交付金合計 | 請求額合計 | 支払額 | 概要 | |
|-----|------------|------------|------------|-----------------------------------|---------|
| 北海道 | 592,770 | 592,770 | 592,770 | 健康診断、道本部書記評議会総会・学習会 | 0 |
| 青森 | 284,088 | 284,088 | 284,088 | 県本部書記研修会、健康診断 | 0 |
| 岩手 | 268,498 | 265,100 | 265,100 | 県本部書記会議学習交流会・幹事会・総会 | 3,398 |
| 宮城 | 309,032 | 309,032 | 309,032 | 県本部書記評議会・学習交流集会、人間ドック | 0 |
| 秋田 | 290,324 | 161,756 | 161,756 | 県本部書記会議 | 128,568 |
| 山形 | 377,628 | 377,628 | 377,628 | 県本部書記会議総会・夏期学習交流会、人間ドック | 0 |
| 福島 | 299,678 | 129,624 | 129,624 | 県本部書記会議研修会、健康診断・人間ドック | 170,054 |
| 新潟 | 489,876 | 489,876 | 489,876 | 県本部書記会議研修会、ストレスチェック | 0 |
| 群馬 | 337,094 | 300,339 | 300,339 | 県本部書記会議全体会議・総会、健康診断・人間ドック | 36,755 |
| 栃木 | 312,150 | 312,150 | 312,150 | 労安管理者面談相談・相談報酬、健康診断・人間ドック | 0 |
| 茨城 | 249,790 | 230,525 | 230,525 | 健康診断・人間ドック | 19,265 |
| 埼玉 | 240,436 | 141,556 | 141,556 | 健康診断、県本部書記会議各会議 | 98,880 |
| 東京 | 471,168 | 451,339 | 451,339 | 健康診断、都本部書記会議学習交流会 | 19,829 |
| 千葉 | 246,672 | 238,981 | 238,981 | 県本部書記会議総会・幹事会・学習会、健康診断 | 7,691 |
| 神奈川 | 365,156 | 78,723 | 78,723 | 県本部書記会議幹事会・研究会 | 286,433 |
| 山梨 | 218,610 | 218,603 | 218,603 | 健康診断・人間ドック | 7 |
| 長野 | 362,038 | 362,038 | 362,038 | 健康診断 | 0 |
| 富山 | 327,740 | 330,171 | 327,740 | 健康診断 | 0 |
| 石川 | 268,498 | 268,498 | 268,498 | 県本部書記会議役員会・総会・学習会、人間ドック | 0 |
| 福井 | 224,846 | 160,390 | 160,390 | ストレスチェック、健康診断・人間ドック、県本部書記会議総会 | 64,456 |
| 静岡 | 318,386 | 162,192 | 162,192 | 県本部書記学習会・県本部書記会議幹事会 | 156,194 |
| 愛知 | 234,200 | 104,631 | 104,631 | 健康診断、ワークルール検定、学習会、職業訓練 | 129,569 |
| 岐阜 | 277,852 | 145,029 | 145,029 | 県本部書記会議学習会 | 132,823 |
| 三重 | 358,920 | 286,432 | 286,432 | 県本部書記協幹事会・単組オルグ・総会・学習会、健康診断 | 72,488 |
| 滋賀 | 237,318 | 133,360 | 133,360 | 県本部書記セミナー | 103,958 |
| 京都 | 224,846 | 218,432 | 218,432 | 人間ドック | 6,414 |
| 奈良 | 227,964 | 52,300 | 52,300 | 健康診断 | 175,664 |
| 和歌山 | 259,144 | 259,144 | 259,144 | 県本部書記会議・書記協議会総会・学習会 | 0 |
| 大阪 | 436,870 | 133,382 | 133,382 | 健康診断 | 303,488 |
| 兵庫 | 424,398 | 424,398 | 424,398 | 県本部書記会議総会・幹事会・ブロック別幹事会・研修会、健康診断 | 0 |
| 岡山 | 231,082 | 166,819 | 166,819 | 県本部書記会議・研修会、人間ドック | 64,263 |
| 広島 | 290,324 | 290,324 | 290,324 | 県本部書記会議幹事会・総会・学習交流会 | 0 |
| 鳥取 | 231,082 | 231,082 | 231,082 | 県本部書記評幹事会・総会・学習会・書記力アップセミナー、健康診断 | 0 |
| 島根 | 296,560 | 302,408 | 296,560 | 人間ドック、県本部書記会議幹事会・総会・学習会 | 0 |
| 山口 | 302,796 | 0 | 0 | | 302,796 |
| 香川 | 259,144 | 259,310 | 259,144 | 県本部書記評学習会・役員会・総会 | 0 |
| 徳島 | 259,144 | 128,590 | 128,590 | 県本部書記評幹事会、健康診断 | 130,554 |
| 愛媛 | 218,610 | 271,390 | 218,610 | 県本部書記学習会 | 0 |
| 高知 | 271,616 | 271,616 | 271,616 | ワークルール検定、県本部書記会議幹事会・総会・学習会、人間ドック | 0 |
| 福岡 | 505,466 | 505,466 | 505,466 | 県本部書記評幹事会・総会、ストレスチェック | 0 |
| 佐賀 | 287,206 | 287,206 | 287,206 | 健康診断 | 0 |
| 長崎 | 324,622 | 323,190 | 323,190 | 県本部書記評議会 | 1,432 |
| 大分 | 402,572 | 318,478 | 318,478 | 県本部書記研修会・労働安全衛生委員会研修会、健康診断・人間ドック | 84,094 |
| 宮崎 | 287,206 | 392,590 | 287,206 | 県本部書記評議会総会・学習会 | 0 |
| 熊本 | 318,386 | 318,386 | 318,386 | 県本部書記評議会幹事会・研修会・大会、人間ドック、ワークルール検定 | 0 |
| 鹿児島 | 415,044 | 799,942 | 415,044 | 県本部書記評議会・幹事会 | 0 |
| 沖縄 | 337,094 | 372,994 | 337,094 | 県本部書記評幹事会・総会・学習会 | 0 |
| 連 | 224,846 | 224,846 | 224,846 | 社保労連書記会議 | 0 |
| 計 | 14,998,790 | 13,087,124 | 12,499,717 | | |